

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

気水第138号

平成27年10月21日

1 改正の背景及び趣旨

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が、平成26年11月17日に改正され、環境基準値が「0.03mg/L」から「0.01mg/L」に強化された。

また、環境基準値の改正を踏まえ、平成27年9月18日に水質汚濁防止法施行規則等が改正され、一律排水基準が「0.3mg/L」から「0.1mg/L」に、地下水の浄化基準が「0.03mg/L」から「0.01mg/L」に強化され、同年10月21日に施行された。

これらの改正を受け、条例施行規則に定めるトリクロロエチレンに係る基準について改正を行った。

2 改正の内容

(1) 排水の規制基準

条例施行規則別表第9に定めるトリクロロエチレンに係る許容限度を、「0.3mg/L」から「0.1mg/L」に強化した。

(2) 排水の規制基準に係る経過措置

改正後の条例施行規則の施行日前に設置された事業所に対しては、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）の経過措置の間は従前のおり「0.3mg/L」を適用することとした。

具体的には、すぐには排水基準に適合させるための諸準備が整わない施設として水濁法施行令別表第3に規定する施設を設置する事業所については平成28年10月20日まで、それ以外の事業所は平成28年4月20日まで、従前の基準を適用することとした。

(3) 環境汚染の原因物質に係る基準

条例施行規則別表第17に規定するトリクロロエチレンに係る水質の基準値及び地下水の基準値を「0.03mg/L」から「0.01mg/L」に強化した。

(4) 地下水の水質の浄化基準

条例施行規則別表第18に規定するトリクロロエチレンに係る地下水の浄化基準値を「0.03mg/L」から「0.01mg/L」に強化した。

3 留意事項

排水の規制基準に係る暫定排水基準については、今回の水濁法の一律排水基準の改正では設けられておらず、また、県内の事業所について、現在適用されている排水対策や排水処理技術によって、新しい排水基準の濃度レベルに対応が可能であることから、暫定排水基準を設定しないこととした。